

別記様式第1号(第四関係)

東川町活性化計画

北海道東川町

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東川町活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	東川町
地区名(※1)	東川地区
計画期間(※2)	令和2年度～令和4年度

<p>目 標 : (※3)</p> <p>東川町の基幹産業である農業を軸にした地域産品の加工及び飲食施設を整備し、体験施設のさらなる拡充を図ることで、都市住民と農村との積極的な交流を通じて交流人口の増加を図る。また、新たな地産ブランドを立ち上げることで、新商品の開発を図るなど魅力ある農村作りを推進する。具体的な目標には次の目標を掲げる。</p> <p>○交流人口の増加:現在の区域外からの入込客数を万人増加させる。(現状53.2万人 目標57.14万人)</p>

<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>東川町は北海道のほぼ中央に位置し、総面積247.30平方kmで東西36.1km、南北8.2km、東部は山岳地帯で大規模な森林地域を形成し、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」区域の一部(約102.55平方km)となっている。北海道の主峰といわれる大雪山連峰の最高峰旭岳(2,291m)は、東川町域に所在し、豊富な森林資源と、優れた自然の景観は、観光資源として高く評価されている。</p> <p>また、道北の中核都市である旭川市の中心部から約13km、旭川空港から約8kmの地点にある。上川盆地に位置するため、気候として夏は暑く、冬は寒い大陸性気候を示し、気温は夏30度以上、冬氷点下20度以下になることもあり、寒暖差が激しい。</p> <p>このような環境下において、高品質・良食味米産地として高い評価を受けているとともに、冷害の被害も他地域に比べると比較的少ない。</p> <p>また、写真の町として景観に配慮した街づくりを進めており、平成17年には景観行政団体として指定を受け、平成18年には景観計画を策定するなど農村と景観が調和したまちづくりを推進しており、これまでに農村アメニティーコンクール受賞や日本の米づくり百選、平成の名水百選に選ばれるなど、来訪者にとって魅力的なまちづくりに努めている。</p> <p>このような中、平成31年3月に町の総合計画であるプライムタウン21-Ⅲが策定され、次のような目標が掲げられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人と文化を育むまちづくり ～人づくり～ 2. 人にやさしく健康を支えるまちづくり ～安心・安全なくらしづくり～ 3. 人と自然が共生するまちづくり ～美しく住みよい環境づくり～ 4. 経済基盤豊かなまちづくり ～活力ある産業づくり～ 5. 参加と対話で築くまちづくり ～コミュニティづくり～
<p>現状と課題</p> <p>東川町は、大雪山を望む田園風景が広がる自然豊かな町である。本町では、魅力ある農村をアピールし、農作物と田園景観そのものが地域資源となっている。</p> <p>今までは、地域団体商標登録を受けた「東川米」と「大雪山旭岳湧水」を中心にブランド力向上を図っていたが、近年のコメ離れ等により推進力が失われつつある。</p> <p>都市との地域間交流による農村の活性化にあたっては、本町の基幹産業であり主要生産物である米、平成の名水百選にも選ばれている水に関する事業の需要が特に高く、体験農園の整備を行うことで都市住民に対してさらなる農業の魅力を発信し、米と水を中心に農産物を活かした加工品の生産施設・飲食施設を整備する等、新たなブランド力発信源となる施設の整備が課題となっている。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>今後の展開については、次の方法により進めていく。</p> <p>旭川空港や旭川中心市街地などに近接する立地条件を活かし、本町が計画する「プライムタウンづくり計画21-Ⅲ」に基づき、都市住民との交流を積極的に進めていく。</p> <p>また、農業の6次産業化を推進する。</p> <p>具体的には次のような展開方向を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)農業体験施設の拡充:既存の農業体験施設に加えて新たに整備することで都市住民が気軽に農業に触れる機会を拡大するとともに、農業を通じて地域住民との交流促進や魅力ある農村をアピールできるよう農業体験施設の拡充を進めていく。 (2)6次産業施設の整備:当町の米と水を活用した加工施設、飲食施設を整備することにより、新たな地産ブランドを立ち上げる等、特産品の生産、地産地消を促進する。

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東川町	東川地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	東川町	有	ハ	飲食施設
東川町	東川地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	東川町	有	ハ	酒蔵施設
東川町	東川地区	農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	東川町	有	ハ	市民農園及び管理棟

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

東川地区(北海道東川町)	区域面積(※2)	24,730ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本計画区域の総面積24,730ha(全国都道府県市区町村別面積調令和元年7月1日)のうち農林地面積は20,369ha(耕地3,560ha(作物統計調査2018)、林野16,809ha(農林業サンセス2015))で約82%占めている。また、15歳以上人口総数のうち約20%が農林業従業者であり、農林業が重要な産業となっている。(平成27年国勢調査就業状態等基本集計結果(北海道分)第8表)		
②法第3条第2号関係: 当該地区の基幹産業である農業の総農家数(販売実績ないものは除く)は、高齢化の進行や後継者不足等により、平成17年の384戸から平成27年の253戸と10年間で131戸、34.1%減少しており、基幹産業の衰退や地域活力の停滞が危惧されている(農林業サンセス2005・2015) こうした中、当該地区は道北の中核都市である旭川市中心部から約13km、旭川空港から約8kmにあり、道内外ともにアクセス性に優れていることから、基幹産業を活かした施設を整備し、道内外の観光客をターゲットとした都市と農村の交流促進やグリーン・ツーリズムの推進、農産物のブランド化への取組を行うことは、本計画の目標を達成するために有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域の人口は、8,382人(住民基本台帳平成30年12月末)、人口密度は33.9人/kmとなっており、都市計画区域も有さずまとまった市街地を形成していると判断される区域は存在しない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
東川町	427-1	畑	畑	11,152				所有権	東川町	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号	口	給水施設付東屋農機具収納施設休憩施設	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	休憩施設 農機具収納施設	木造平屋	130m ²	150m ²	R3.4月～12月	
工作物						
計			130m ²	150m ²		

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

令和4年4月

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化目標の達成状況の評価は以下の方法により、活性化計画期間の翌年度である令和8年度に行うこととする。

- ①交流人口の増加:町への入込客数の増加数を観光客入込数調査を用いて確認する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。